平成２６年（フ）第８３号
茨城県日立市末広町５丁目２番31―２号
債務者　小河原光代
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３４号
千葉県館山市北条2825番地　アクセス館山２号室
債務者　上村　秀信
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第３５号
千葉県館山市北条2825番地　アクセス館山２号室
債務者　上村　明子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１６３号
三重県四日市市日永西３丁目11番21号　コスモシティ日永４Ｃ、前住所三重県四日市市日永西３丁目９番22号　シティハイツ葵103
債務者　須玉　則夫
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
三重県四日市市三ツ谷町11番11号　メゾン山の手201、前住所三重県桑名市大字安永823番地２
債務者　石渡　秀晃
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
三重県四日市市松本１丁目１番14号　セントラルシティ301
債務者　藤田　嘉彦
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
三重県四日市市松本１丁目１番14号　セントラルシティ301
債務者　藤田　淳子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
兵庫県加古川市平岡町西谷17番地の24
債務者　川端　由理
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３５９号
兵庫県加古川市平岡町二俣102番地の８、従前の住所川崎市宮前区神木本町３丁目９番15号　シャン・ド・フルールＡ―202
債務者　山崎　理絵
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３７２号
兵庫県姫路市広畑区城山町1400番地56　ライフアベニュー城山三番館205号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区城山町１番地９　県営姫路城山高層住宅２号棟202号
債務者　玉田　美希
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３８７号
兵庫県姫路市青山４丁目12番10号　ナイスワン青山Ｖ104号室
債務者　黒坂　毅憲
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９２号
兵庫県姫路市北条梅原町83番地ハピネス北条307
債務者　吉原　清美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０２号
兵庫県加古郡稲美町国安995番地の１　国安団地９棟204号
債務者　小林　暢喜
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４１１号
兵庫県姫路市東今宿６丁目14番47―403号　リバード東今宿
債務者　伊藤美貴子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３３号
兵庫県相生市古池本町５番22号
債務者　西原明芳こと　韓　　相猛
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４４５号
広島市南区南蟹屋１丁目１番28―703号
債務者　西村　和代
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７６号
広島市安佐北区落合４丁目15番２―305号
債務者　梅田明日香
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部